

尾三衛生組合廃棄物処理施設整備基本計画等検討審議会設置要綱

(設置)

第1条 尾三衛生組合廃棄物処理施設整備事業の実施に関し、必要な事項を検討するため、尾三衛生組合廃棄物処理施設整備基本計画等検討審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設整備に関する基本計画・基本設計の策定に関すること。
- (2) 施設整備に関するPFI等導入可能性調査に関すること。
- (3) その他管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 住民代表
 - (3) 組合市町職員
 - (4) その他管理者が適當と認める者
- 3 委員の任期は委嘱の日から、第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。
- 4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 審議会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 委員長は、審議会の会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されるまでは管理者が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、業務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。